

携帯電話基地局の設置に関する条例の制定を求めることについての請願

【請願の要旨】

この10数年で携帯電話は私たちの日常生活に広く浸透しました。しかし、基地局が24時間365日発し続ける電磁波の人体への影響については、報道件数が少なく、市民の認知度・関心は低い状況です。

近年、欧州各国で行われている疫学調査では、基地局周辺で、めまい、耳鳴り、鼻血、頭痛、不眠、疲労感、イライラ、うつ等の症状を訴える人が多いという結果が明らかにされています。

総務省が現行で問題はないとする日本の基準値は、厳しい規制値を設けている諸外国の千倍もの緩やかさです。予防原則（疑わしきは予防する）を掲げるオーストリア・ザルツブルグ州の勧告値とでは一万倍という隔たりがあります。

スマートフォンの普及、携帯電話会社間の競争の激化などにより、今後も基地局の増加が予想されます。十分な近隣周知が図られずに工事が着工される現状を考えると、近隣住民とのトラブルを回避する為のルールが必要だと思えます。ヨーロッパ各国では、基地局の設置状況の情報開示は当然のこととなっています。

町田市も市民の安心・安全を守る自治体として、都内で先鞭をつけることは大きな意義があると考えます。次世代も、また次の世代も、健やかに安心して暮らしていける環境を残していきたいと切に願います。

【請願項目】

携帯電話会社が基地局の設置・改造を行う際、近隣住民に対する説明会を開催するなど、事業計画が近隣住民の合意と理解の下に進められるよう義務づける条例を制定してください。